

国際委員会規定

平成 11 年 11 月 24 日 内規制定

平成 19 年 12 月 26 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 改正

平成 26 年 5 月 20 日 改正

(目 的)

第 1 条 この規定は、定款第 4 条(9)号に定める事業活動の主体となる国際委員会(英語名 International Activities Committee、以下、委員会という)の組織、職務及び運営について定める。

(委員会の組織)

第 2 条 委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、12 名以内の委員及び若干名の特別委員をもって構成する。

2. 委員長は、国際委員会担当理事が当たる。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
4. 会長および学術・技術部門管掌の副会長は、オブザーバーとして委員会に参加できる。
- 5 所定の任期を終了した委員であっても、国際組織 (ACF, ACI, fib, RILEM) の本学会代表にあるものは、必要に応じて特別委員とする。

(任 期)

第 3 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。ただし、原則として重任の限度は 3 期 6 年までとする。

(職 務)

第 4 条 委員会は、次の事項について企画、立案、調整並びに実施の推進を行う。

- (1) 海外のコンクリート関係団体との連携
- (2) 海外の国際会議、シンポジウム、セミナー等への派遣
- (3) 国際会議の主催、共催、後援又は協賛
- (4) 他委員会の国際活動に対する協力・支援
- (5) 海外視察団等の派遣又は受入れ
- (6) その他海外との交流に関する事項

(運 営)

第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2. 委員長は、委員会開催に替えて、書面をもって審議することができる。

(改 廃)

第 6 条 この規定の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

付 則

1. この規定の制定により、平成 11 年 11 月 24 日制定の国際委員会内規を廃棄する。
2. この規定は、平成 19 年 12 月 26 日より実施する。
3. この規定の改正は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。